

平成 23 年度第 1 回バルク関係基準分科会
議事録

I. 日 時 平成 23 年 10 月 25 日（火） 14:00 ～ 16:30

II. 場 所 高圧ガス保安協会 第 4 会議室

III. 出席者（敬称略、順不同）

主 査 : 澤

委 員 : 萩原、吉井、熊井、野口、三宮

KHK : 栗原、北出、市川、柿本、南

IV. 配付資料

資料 1 バルク関係基準分科会 委員名簿

資料 2 LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS0740）の改正について（案）

資料 3 LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS0740） 新旧対照表（案）

資料 4 LP ガスバルク充てん作業基準（KHKS0744）の確認について（案）

別添 1 高圧ガスの移動に係る液石則・例示基準・移送基準の規定の比較表

別添 2 LP ガスバルク充てん作業基準（KHKS0744）

別添 3 液化石油ガス分野技術基準整備 3 ヶ年計画（平成 23～25 年度）

V. 議事概要

1. あいさつ

開催に先立ち、KHK 栗原理事より挨拶があった。

2. 定足数の報告

事務局から、本日のバルク関係基準分科会の出席委員は 6 名であることを報告し、規格委員会規程第 16 条第 12 項（技術基準策定手順書第 12 条 5 号）で定める分科会の定足数、委員の過半数を満足していることを確認した。

3. 副主査の指名

澤主査から萩原委員が指名された。

4. 資料 2 及び資料 3 に基づき、LP ガスバルク貯槽移送基準の改正案について、事務局から資料説明を行い、以下の意見交換等があった。

○ 資料 3 の 2 ページ目に記載されている、バルク貯槽内の LP ガス量を減らす方法としては消費調整だけとは限らない。

→ 「消費調整等」に改める。

○ 資料 3 の 3 ページ目、「3. 移送の範囲を限定する理由」において、「配送態様」との文言がわかりづらい。

→ 「配送形態」に改める。

○ 資料 3 の 5 ページ目、「5. 解説」中、緊急時の移充てん作業は業とはならないのではないか。

→ 緊急時は業でない旨明記する。

○ 資料 3 の 6 ページ目、「6. 解説」中、「よって、本基準では、本文中③に規定するとおり、バルク貯槽の移送を行う前に供給先での計画的な消費調整を課すこととし

た。」との記述に関しては適用範囲に記載されている内容であり自明なため、必要なし。

→ 削除する。

○ 資料 3 の液化石油ガス販売事業者等に関する用語の定義については、適用法規を明確に規定すべき

→ 液石法又は高圧法のいずれの適用を受ける者かを明記する。

○ 資料 3 の 9 ページ本文中(1)④ロにおいて、「移送」とあるが、前後での用語の使い方を見ると「運搬」が適当ではないか。

→ そのように改める。

○ 資料 3 の 11 ページ目の「4. 解説」中、赤色合図灯と懐中電灯との両方を用意すべきことが規定されているが、例示基準上いずれかでよいはず。また、消火器に関して、「使用期限切れ」と規定するよりも「期限管理」を徹底する旨規定する方がよい。

→ 赤色合図灯の件は、例示基準に倣って「又は」でくくる。使用期限切れの件はご指摘どおり修正する。

○ 資料 3 の 12 ページ目、「6. 解説」中、ぶら下がりに使用している細別番号は前後での例を踏まえ、囲み数字にすべき。

→ そのように改める。また、同様の修正が必要な箇所は同じ措置を講じる。

○ 資料 3 の 13 ページ目、本文中 2.(1)①イにおいて、消費者によるガス使用の中断を直接確認することは事実上困難ではないか。

→ 「直接」の文言を削除する。

○ 資料 3 の 15 ページ目、「2. 解説」中、ガス漏えいの確認は仮設の貯蔵設備にバルク貯槽を使用している場合に限定しなくても良いのではないか。

→ 該当部分を削除する。

○ 資料 3 の 22 ページ目、移動式クレーン運転士と玉掛け技能者の法的根拠条項を明記すべき。

→ その旨修正する。また、0.5 トン以下の場合には資格は必要ないが本基準上では「保有が望ましい」旨規定する。

○ 修正が必要となった箇所については、後日事務局で修正した後、各委員あて mail にて送信することとし、本案については、当該修正を前提としたものに対し、バルク関係基準分科会出席委員（6 名）の過半数（4 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

5. 資料 4 に基づき、LP ガスバルク充てん作業基準の確認に関して事務局より説明があり、以下の意見交換等があった。

○ 最近の KHKS の書式、体裁に全て整合させるのであれば、確認ではなく、改正にならないか。基準構成が改正前の LP ガスバルク貯槽移送基準と同じであり、目的部分など削除が必要ではないか。

→ 改正の方向で改めて検討し直す。

以上